

○吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則

平成29年5月23日規則第28号

改正

令和元年9月30日規則第12号
令和2年6月25日規則第86号
令和3年7月1日規則第47号
令和3年8月31日規則第55号
令和6年6月7日規則第41号
令和6年12月27日規則第62号

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市立の幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育年限）

第2条 こども園の保育年限は、1年、2年、3年、4年、5年及び6年とする。

（学級編制並びに学級定員）

第3条 こども園の学級は、3歳児（当該年度において4歳に達する者をいう。以下同じ。）、4歳児（当該年度において5歳に達する者をいう。以下同じ。）及び5歳児（当該年度において6歳に達する者をいう。以下同じ。）について、年齢別に編成する。

2 1学級の児童の人数は、35人以下とする。

（学級数及び年齢別定員）

第4条 はぎのきこども園の学級数は6と、3歳児の定員は45人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ48人とする。

2 千里新田こども園及び江坂大池こども園の学級数は3と、3歳児の定員は25人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とする。

3 やまだこども園の学級数は3と、3歳児の定員は24人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、学級数及び定員を減少することができる。

（開園時間）

第5条 こども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開園時間を短縮し、又は延長することができる。

（教育・保育時間）

第6条 こども園における教育・保育時間は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）1日11時間の保育必要量の認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定による保育必要量の認定をいう。次号において同じ。）を受けた児童 午前7時30分から午後6時30分まで

（2）1日8時間の保育必要量の認定を受けた児童 午前9時から午後5時まで

（3）保育の必要性の認定を受けない児童 午前9時から午後2時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、教育・保育時間を短縮し、又は延長することができる。

（休園日）

第7条 こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休園することができる。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日

（教育課程の学期）

第8条 こども園の教育課程の学期は、次のとおりとする。

（1）第1学期 4月1日から7月31日まで

（2）第2学期 8月1日から12月31日まで

（3）第3学期 1月1日から3月31日まで

（教育課程の休業日）

第9条 こども園の教育課程の休業日は、次のとおりとする。

（1）土曜日

（2）夏季休業日 7月21日から8月31日まで

（3）冬季休業日 12月23日から翌年の1月8日まで

（4）春季休業日 3月23日から4月9日まで

2 市長は、教育上その他特別の事情により必要があると認めるときは、別に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

（入園者の選定）

第10条 市長は、入園希望者の人数が入園を許可することができる人数を超えるときは、抽選その他公正な方法により、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により市長が行う利用調整の結果に基づき、入園者を選定しなければならない。

（卒園証書）

第11条 園長は、教育・保育の課程を修了した者に卒園証書を授与する。

(延長保育に係る保育料の額)

第12条 延長保育(吹田市立教育・保育施設条例(平成27年吹田市条例第26号。次項及び次条において「条例」という。))第10条第2項各号に掲げる時間帯の保育をいう。以下同じ。)1回についての同項の規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる世帯 0円

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。))及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯

イ 世帯に属する全ての者が延長保育を受けた月の属する年度(その月が4月から8月までの場合にあっては、その前年度)分の市町村民税(特別区民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によって課する所得割を除く。))を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である世帯

(2) 前号に掲げる世帯以外の世帯 200円

2 延長保育1月についての条例第10条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる世帯 0円

(2) 前項第2号に掲げる世帯 2,600円

(給食費の額)

第13条 条例第12条の規則で定める額は、児童1人につき、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ又はロに規定するものに該当する児童 次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 保育の必要性の認定を受けた児童 月額800円

イ 保育の必要性の認定を受けない児童 月額500円

(2) 前号に掲げる児童以外の児童 次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 保育の必要性の認定を受けた児童 月額5,600円

イ 保育の必要性の認定を受けない児童 月額3,500円

(保育料等の納期限)

第14条 毎月の保育料(延長保育に係る保育料を除く。))及び給食費は、その月の末日(12月にあっては、28日)までに納付しなければならない。

2 毎月の延長保育に係る保育料は、その月の翌月の末日(12月にあっては、28日)までに納付しなければならない。

3 前2項に規定する納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

4 前3項の規定にかかわらず、前3項の規定によることが適当でないと認められる場合の納期限は、別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、こども園の管理運営に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(給食費の額の特例)

2 第13条の規定にかかわらず、令和2年5月から令和3年3月までの月分の給食費についての条例第12条の規則で定める額は、0円とする。

附 則(令和元年9月30日規則第12号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年6月25日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月1日規則第47号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月31日規則第55号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月7日規則第41号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月27日規則第62号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。
